

第2 連結納税基本通達関係

平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同「連結納税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 納税地及び納税義務</p> <p>第2節 支配関係及び完全支配関係</p> <p>第3節 連結納税に係る承認申請等</p> <p>第4節 事業年度及び連結事業年度</p> <p>第5節 連結同族会社</p> <p>第6節 組織再編成</p> <p>第7節 資本金等の額及び資本等取引</p> <p>第8節 連結利益積立金額</p> <p>第9節 仮決算における経理</p> <p>第2章 収益並びに費用及び損失の計算</p> <p>第1節 収益等の計上に関する通則</p> <p>第1款 資産の販売等に係る収益計上に関する通則</p> <p>第1款の2 棚卸資産の販売に係る収益</p> <p>第2款 固定資産の譲渡等に係る収益</p> <p>第3款 役務の提供に係る収益</p> <p>第4款 <u>短期売買商品等</u>の譲渡に係る損益</p> <p>第5款 有価証券の譲渡による損益</p> <p>第6款 利子、配当、使用料等に係る収益</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 納税地及び納税義務</p> <p>第2節 支配関係及び完全支配関係</p> <p>第3節 連結納税に係る承認申請等</p> <p>第4節 事業年度及び連結事業年度</p> <p>第5節 連結同族会社</p> <p>第6節 組織再編成</p> <p>第7節 資本金等の額及び資本等取引</p> <p>第8節 連結利益積立金額</p> <p>第9節 仮決算における経理</p> <p>第2章 収益並びに費用及び損失の計算</p> <p>第1節 収益等の計上に関する通則</p> <p>第1款 資産の販売等に係る収益計上に関する通則</p> <p>第1款の2 棚卸資産の販売に係る収益</p> <p>第2款 固定資産の譲渡等に係る収益</p> <p>第3款 役務の提供に係る収益</p> <p>第4款 <u>短期売買商品</u>の譲渡に係る損益</p> <p>第5款 有価証券の譲渡による損益</p> <p>第6款 利子、配当、使用料等に係る収益</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>第7款 その他の収益等</p> <p>第2節 費用及び損失の計算に関する通則</p> <p>第1款 売上原価等</p> <p>第2款 販売費及び一般管理費等</p> <p>第3款 損失</p> <p>第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等</p> <p>第1款 有価証券の譲渡損益等</p> <p>第2款 有価証券の取得価額</p> <p>第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等</p> <p>第5款 有価証券の時価評価損益</p> <p>第6款 デリバティブ取引に係る損益等</p> <p>第7款 ヘッジ処理による損益</p> <p>第8款 <u>短期売買商品等の譲渡損益等</u></p> <p>第9款 <u>短期売買商品等の取得価額</u></p> <p>第10款 <u>短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</u></p> <p>第11款 <u>短期売買商品等の時価評価損益</u></p> <p>第4節 収益及び費用の帰属時期の特例</p> <p>第1款 リース譲渡</p> <p>第2款 工事の請負</p> <p>第5節 仕入割戻し</p> <p>第6節 その他</p> <p>第3章 受取配当等</p> <p>第1節 受取配当等の金額</p> | <p>第7款 その他の収益等</p> <p>第2節 費用及び損失の計算に関する通則</p> <p>第1款 売上原価等</p> <p>第2款 販売費及び一般管理費等</p> <p>第3款 損失</p> <p>第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等</p> <p>第1款 有価証券の譲渡損益等</p> <p>第2款 有価証券の取得価額</p> <p>第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等</p> <p>第5款 有価証券の時価評価損益</p> <p>第6款 デリバティブ取引に係る損益等</p> <p>第7款 ヘッジ処理による損益</p> <p>第8款 <u>短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</u></p> <p>第9款 <u>短期売買商品の時価評価損益</u></p> <p>第4節 収益及び費用の帰属時期の特例</p> <p>第1款 リース譲渡</p> <p>第2款 工事の請負</p> <p>第5節 仕入割戻し</p> <p>第6節 その他</p> <p>第3章 受取配当等</p> <p>第1節 受取配当等の金額</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>第2節 負債の利子の計算</p> <p>第1款 支払利子</p> <p>第2款 控除する負債の利子の計算</p> <p>第3節 外国子会社から受ける配当等</p> <p>第4章 その他の益金等</p> <p>第1節 資産の評価益</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 有価証券の評価益</p> <p>第3款 固定資産の評価益</p> <p>第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払給与の免除益</p> <p>第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益</p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p> | <p>第2節 負債の利子の計算</p> <p>第1款 支払利子</p> <p>第2款 控除する負債の利子の計算</p> <p>第3節 外国子会社から受ける配当等</p> <p>第4章 その他の益金等</p> <p>第1節 資産の評価益</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 有価証券の評価益</p> <p>第3款 固定資産の評価益</p> <p>第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払給与の免除益</p> <p>第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益</p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>第4節 棚卸しの手続</p> <p>第6章 減価償却資産の償却等</p> <p>第1節 減価償却資産の範囲</p> <p>第1款 減価償却資産</p> <p>第2款 少額の減価償却資産等</p> <p>第2節 減価償却の方法</p> <p>第3節 固定資産の取得価額等</p> <p>第1款 固定資産の取得価額</p> <p>第2款 耐用年数の短縮</p> <p>第4節 償却限度額等</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額</p> <p>第3款 増加償却</p> <p>第4款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産</p> <p>第5節 償却費の損金経理</p> <p>第6節 特殊な資産についての償却計算</p> <p>第1款 鉱業用減価償却資産の償却</p> <p>第2款 取替資産についての償却</p> <p>第3款 特別な償却率を適用する資産の償却</p> <p>第4款 生物の償却</p> <p>第6節の2 リース資産の償却等</p> <p>第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義</p> <p>第2款 賃借人の処理</p> <p>第3款 賃貸人の処理</p> | <p>第4節 棚卸しの手続</p> <p>第6章 減価償却資産の償却等</p> <p>第1節 減価償却資産の範囲</p> <p>第1款 減価償却資産</p> <p>第2款 少額の減価償却資産等</p> <p>第2節 減価償却の方法</p> <p>第3節 固定資産の取得価額等</p> <p>第1款 固定資産の取得価額</p> <p>第2款 耐用年数の短縮</p> <p>第4節 償却限度額等</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額</p> <p>第3款 増加償却</p> <p>第4款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産</p> <p>第5節 償却費の損金経理</p> <p>第6節 特殊な資産についての償却計算</p> <p>第1款 鉱業用減価償却資産の償却</p> <p>第2款 取替資産についての償却</p> <p>第3款 特別な償却率を適用する資産の償却</p> <p>第4款 生物の償却</p> <p>第6節の2 リース資産の償却等</p> <p>第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義</p> <p>第2款 賃借人の処理</p> <p>第3款 賃貸人の処理</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>第4款 その他</p> <p>第7節 除却損失等</p> <p>第1款 除却損失等の損金算入</p> <p>第2款 総合償却資産の除却価額等</p> <p>第3款 個別償却資産の除却価額等</p> <p>第8節 資本的支出と修繕費</p> <p>第9節 劣化資産</p> <p>第7章 繰延資産の償却</p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲等</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p>第8章 その他の損金</p> <p>第1節 資産の評価損</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 棚卸資産の評価損</p> <p>第3款 有価証券の評価損</p> <p>第4款 固定資産の評価損</p> <p>第2節 役員給与等</p> <p>第1款 役員等の範囲</p> <p>第2款 経済的な利益の供与</p> <p>第3款 定期同額給与</p> <p>第4款 事前確定届出給与</p> <p>第5款 損金の額に算入される業績連動給与</p> | <p>第4款 その他</p> <p>第7節 除却損失等</p> <p>第1款 除却損失等の損金算入</p> <p>第2款 総合償却資産の除却価額等</p> <p>第3款 個別償却資産の除却価額等</p> <p>第8節 資本的支出と修繕費</p> <p>第9節 劣化資産</p> <p>第7章 繰延資産の償却</p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲等</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p>第8章 その他の損金</p> <p>第1節 資産の評価損</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 棚卸資産の評価損</p> <p>第3款 有価証券の評価損</p> <p>第4款 固定資産の評価損</p> <p>第2節 役員給与等</p> <p>第1款 役員等の範囲</p> <p>第2款 経済的な利益の供与</p> <p>第3款 定期同額給与</p> <p>第4款 事前確定届出給与</p> <p>第5款 損金の額に算入される業績連動給与</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|----------------------------|----------------------------|
| 第6款 過大な役員給与の額 | 第6款 過大な役員給与の額 |
| 第7款 退職給与 | 第7款 退職給与 |
| 第8款 使用人給与 | 第8款 使用人給与 |
| 第9款 転籍、出向者に対する給与等 | 第9款 転籍、出向者に対する給与等 |
| 第3節 保険料等 | 第3節 保険料等 |
| 第4節 寄附金 | 第4節 寄附金 |
| 第1款 寄附金の範囲等 | 第1款 寄附金の範囲等 |
| 第2款 完全支配関係がある法人間の寄附金 | 第2款 完全支配関係がある法人間の寄附金 |
| 第3款 国等に対する寄附金 | 第3款 国等に対する寄附金 |
| 第4款 被災者に対する義援金等 | 第4款 被災者に対する義援金等 |
| 第5款 その他 | 第5款 その他 |
| 第5節 租税公課等 | 第5節 租税公課等 |
| 第1款 租税 | 第1款 租税 |
| 第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等 | 第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等 |
| 第3款 第二次納税義務による納付税額 | 第3款 第二次納税義務による納付税額 |
| 第4款 賦課金、納付金等 | 第4款 賦課金、納付金等 |
| 第5款 罰料金 | 第5款 罰料金 |
| 第6節 貸倒損失 | 第6節 貸倒損失 |
| 第1款 金銭債権の貸倒れ | 第1款 金銭債権の貸倒れ |
| 第2款 返品債権特別勘定 | 第2款 返品債権特別勘定 |
| 第7節 負担金 | 第7節 負担金 |
| 第8節 その他の経費 | 第8節 その他の経費 |
| 第1款 商品等の販売に要する景品等の費用 | 第1款 商品等の販売に要する景品等の費用 |
| 第2款 海外渡航費 | 第2款 海外渡航費 |
| 第3款 会費及び入会金等の費用 | 第3款 会費及び入会金等の費用 |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>第4款 その他</p> <p>第9章 圧縮記帳</p> <p>第1節 圧縮記帳の通則</p> <p>第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳</p> <p>第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第10章 引当金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p> 第1款 通則</p> <p> 第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p> 第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第11章 繰越連結欠損金</p> <p>第1節 連結事業年度の連結欠損金</p> <p>第2節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p>第12章 組織再編成に係る連結所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p> | <p>第4款 その他</p> <p>第9章 圧縮記帳</p> <p>第1節 圧縮記帳の通則</p> <p>第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳</p> <p>第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第10章 引当金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p> 第1款 通則</p> <p> 第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p> 第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第11章 繰越連結欠損金</p> <p>第1節 連結事業年度の連結欠損金</p> <p>第2節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p>第12章 組織再編成に係る連結所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>第 13 章 連結納税への加入等に伴う連結所得の金額の計算</p> <p>第 1 節 時価評価法人</p> <p>第 2 節 連結納税への加入等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第 3 節 連結納税への加入等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理</p> <p>第 14 章 完全支配関係がある法人の間の取引の損益</p> <p>第 1 節 通則</p> <p>第 2 節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第 3 節 譲渡損益調整額の戻入れ</p> <p>第 15 章 リース取引</p> <p>第 1 節 リース取引の意義</p> <p>第 2 節 金銭の貸借とされるリース取引</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 款 金銭の貸借とされるリース取引の判定</p> <p style="padding-left: 2em;">第 2 款 譲渡人の処理</p> <p style="padding-left: 2em;">第 3 款 譲受人の処理</p> <p>第 15 章の 2 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算等</p> <p>第 1 節 通則</p> <p>第 2 節 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算</p> <p>第 16 章 借地権の設定等に伴う連結所得の金額の計算</p> | <p>第 13 章 連結納税への加入等に伴う連結所得の金額の計算</p> <p>第 1 節 時価評価法人</p> <p>第 2 節 連結納税への加入等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第 3 節 連結納税への加入等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理</p> <p>第 14 章 完全支配関係がある法人の間の取引の損益</p> <p>第 1 節 通則</p> <p>第 2 節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第 3 節 譲渡損益調整額の戻入れ</p> <p>第 15 章 リース取引</p> <p>第 1 節 リース取引の意義</p> <p>第 2 節 金銭の貸借とされるリース取引</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 款 金銭の貸借とされるリース取引の判定</p> <p style="padding-left: 2em;">第 2 款 譲渡人の処理</p> <p style="padding-left: 2em;">第 3 款 譲受人の処理</p> <p>第 15 章の 2 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算等</p> <p>第 1 節 通則</p> <p>第 2 節 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算</p> <p>第 16 章 借地権の設定等に伴う連結所得の金額の計算</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>第 17 章 外貨建取引の換算等</p> <p>第 1 節 外貨建取引に係る会計処理等</p> <p>第 2 節 外貨建資産等の換算等</p> <p>第 18 章 特殊な損益の計算</p> <p>第 1 節 特殊な団体の損益</p> <p>第 1 款 組合事業による損益</p> <p>第 2 款 従業員団体の損益</p> <p>第 2 節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p>第 1 款 事業分量配当等</p> <p>第 2 款 特別の賦課金</p> <p>第 3 節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p>第 1 款 更生会社等の損益等</p> <p>第 2 款 債権者等の損益</p> <p>第 4 節 受益者等課税信託による損益</p> <p>第 19 章 税額の計算</p> <p>第 1 節 連結特定同族会社の特別税率</p> <p>第 1 款 特別税率の適用を受ける連結特定同族会社の範囲</p> <p>第 2 款 連結留保金額の計算</p> <p>第 2 節 所得税額の控除</p> <p>第 3 節 外国税額の控除</p> <p>第 1 款 通則</p> <p>第 2 款 外国法人税の控除</p> <p>第 3 款 その他</p> | <p>第 17 章 外貨建取引の換算等</p> <p>第 1 節 外貨建取引に係る会計処理等</p> <p>第 2 節 外貨建資産等の換算等</p> <p>第 18 章 特殊な損益の計算</p> <p>第 1 節 特殊な団体の損益</p> <p>第 1 款 組合事業による損益</p> <p>第 2 款 従業員団体の損益</p> <p>第 2 節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p>第 1 款 事業分量配当等</p> <p>第 2 款 特別の賦課金</p> <p>第 3 節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p>第 1 款 更生会社等の損益等</p> <p>第 2 款 債権者等の損益</p> <p>第 4 節 受益者等課税信託による損益</p> <p>第 19 章 税額の計算</p> <p>第 1 節 連結特定同族会社の特別税率</p> <p>第 1 款 特別税率の適用を受ける連結特定同族会社の範囲</p> <p>第 2 款 連結留保金額の計算</p> <p>第 2 節 所得税額の控除</p> <p>第 3 節 外国税額の控除</p> <p>第 1 款 通則</p> <p>第 2 款 外国法人税の控除</p> <p>第 3 款 その他</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| 第 4 節 連結所得金額の端数計算 第 5 節 中小企業者等である連結法人の軽減税率 第 20 章 申告、納付及び還付 第 1 節 申告及び納付 第 2 節 還付 経過的取扱い | 第 4 節 連結所得金額の端数計算 第 5 節 中小企業者等である連結法人の軽減税率 第 20 章 申告、納付及び還付 第 1 節 申告及び納付 第 2 節 還付 経過的取扱い |

二 組織再編成

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (従業者の範囲) 1-6-4 <u>法第 2 条第 12 号の 15 の 2</u> (注) 1 2 3 (移転資産の範囲—借地権の設定) 1-6-11 (注) <u>法第 62 条の 3 第 1 項</u> | (従業者の範囲) 1-6-4 <u>法第 2 条第 15 号の 2</u> (注) 1 2 3 (移転資産の範囲—借地権の設定) 1-6-11 (注) <u>第 62 条の 3 第 1 項</u> |

三 収益等の計上に関する通則

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>第4款 <u>短期売買商品等の譲渡に係る損益</u></p> | <p>第4款 <u>短期売買商品の譲渡に係る損益</u></p> |
| <p>(<u>短期売買商品等の譲渡に係る損益の計上時期の特例</u>)</p> <p>2-1-21の12 <u>短期売買商品等</u>……………(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)に規定する<u>短期売買商品等</u>……………連結事業年度の益金の額又は損金の額に算入するのであるが、……………<u>短期売買商品等</u>……………<u>短期売買商品等</u>……………連結事業年度の益金の額又は損金の額に算入している場合には……………</p> <p>④1 <u>短期売買商品等</u>……………<u>短期売買商品等</u>……………(短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の<u>手続等</u>)……………</p> <p>2 ……………</p> | <p>(<u>短期売買商品の譲渡に係る損益の計上時期の特例</u>)</p> <p>2-1-21の12 <u>短期売買商品</u>……………(短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の<u>益金又は損金算入</u>)に規定する<u>短期売買商品</u>……………連結事業年度の益金の額に算入するのであるが、……………<u>短期売買商品</u>……………<u>短期売買商品</u>……………連結事業年度の益金の額に算入している場合には……………</p> <p>④1 <u>短期売買商品</u>……………<u>短期売買商品</u>……………(短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の<u>手続</u>)……………</p> <p>2 ……………</p> |
| <p>(短期売買業務の廃止に伴う<u>短期売買商品等</u>から<u>短期売買商品等</u>以外の資産への変更)</p> <p>2-1-21の13 法第61条第5項(短期売買商品等のみなし譲渡)の「<u>短期売買商品等</u>……………<u>短期売買商品等</u>(同条第1項に規定する仮想通貨(2-3-61までにおいて「仮想通貨」という。)を除く。以下2-1-21の13において同じ。)」……………<u>短期売買商品等</u>……………</p> | <p>(短期売買業務の廃止に伴う<u>短期売買商品</u>から<u>短期売買商品</u>以外の資産への変更)</p> <p>2-1-21の13 法第61条第5項(短期売買商品のみなし譲渡)の「<u>短期売買商品</u>……………<u>短期売買商品</u>……………<u>短期売買商品</u>……………」</p> |
| <p>(<u>仮想通貨信用取引に係る現渡しの方法による決済を行った場合の損益の計上時期</u>)</p> <p>2-1-21の14 法第61条第7項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)に規定する仮想通貨信用取引の方法により仮想通貨の売付けを行った場合</p> | <p>(新 設)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p><u>において、いわゆる現渡しの方法による決済を行ったときは、当該取引に係る譲渡損益の額は、当該決済に係る約定が成立した日に計上する。</u></p> <p>(賃貸借契約に基づく使用料等の帰属の時期)</p> <p>2-1-32 …………… ……………<u>法第64条の2第3項</u>……………<u>リース取引及び2-3-58《仮想通貨信用取引に係る売付け及び買付けに係る対価の額》の対象となる取引に該当するものを除く。</u>……………</p> <p>(注) 1 …………… 2 …………… 3 ……………</p> <p><u>(仮想通貨信用取引に係る利益相当額等の外貨換算)</u></p> <p>2-1-52 <u>法第61条第7項《短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益》に規定する利益の額又は損失の額に相当する金額の円換算は、当該連結事業年度終了の日の17-1-2《外貨建取引及び発生時換算法の円換算》に定める電信売相場による。ただし、継続適用を条件として、当該利益の額に相当する金額については17-1-2に定める電信買相場、当該損失の額に相当する金額については17-1-2に定める電信売相場によることができるものとする。</u></p> | <p>(賃貸借契約に基づく使用料等の帰属の時期)</p> <p>2-1-32 …………… ……………<u>及び法第64条の2第3項</u>……………<u>リース取引に該当するものを除く。</u>……………</p> <p>(注) 1 …………… 2 …………… 3 ……………</p> <p>(新 設)</p> |

四 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(その他のデリバティブ取引の範囲)</p> <p>2-3-31 規則第27条の7第1項第7号(その他のデリバティブ取引)に規定する取引(以下2-3-32までにおいて「その他のデリバティブ取引」という。)は、基本的には、以下に掲げる要件の全てを満たす取引をいう。</p> <p>(1) その価値が、特定の金利、有価証券の価格、現物商品の価格、外国為替相場、各種の価格又は率の指数、信用格付け、信用指数その他これらに類する変数(以下この節において「基礎数値」という。)の変化に反応して変化し、かつ、想定元本又は決済金額のいずれか又はその両方を有する取引であること。</p> <p>(2) 当初純投資が不要であるか、又は同一の効果若しくは成果をもたらす類似の一般的な取引と比べ当初純投資をほとんど必要としない取引であること。</p> <p>(3) 当該取引に係る契約の条項により純額決済を要求又は容認する取引(次の取引を含む。)であること。</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p><u>3</u> 本文の(1)から(3)までの要件の全てを満たす仮想通貨に係る変数が基礎数値である取引は、「その他のデリバティブ取引」に該当することに留意する。</p> <p><u>4</u> ……………</p> <p style="text-align: center;">第8款 短期売買商品等の譲渡損益等</p> | <p>(その他のデリバティブ取引の範囲)</p> <p>2-3-31 規則第27条の7第1項第7号(その他のデリバティブ取引)に規定する取引(以下2-3-32までにおいて「その他のデリバティブ取引」という。)は、基本的には、以下に掲げる要件の全てを満たす取引をいう。</p> <p>(1) その価値が、特定の金利、有価証券の価格、現物商品の価格、外国為替相場、各種の価格又は率の指数、信用格付け、信用指数その他これらに類する変数(以下この節において「基礎数値」という。)の変化に反応して変化し、かつ、想定元本又は決済金額のいずれか又はその両方を有する取引であること。</p> <p>(2) 当初純投資が不要であるか、又は同一の効果若しくは成果をもたらす類似の一般的な取引と比べ当初純投資をほとんど必要としない取引であること。</p> <p>(3) 当該取引に係る契約の条項により純額決済を要求又は容認する取引(次の取引を含む。)であること。</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p><u>3</u> ……………</p> <p>(新 設)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---------------------------|
| <p><u>（仮想通貨信用取引に係る売付け及び買付けに係る対価の額）</u></p> <p><u>2-3-58 法第 61 条第 1 項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額の計算に当たり、同条第 7 項に規定する仮想通貨信用取引の方法により仮想通貨の売付け又は買付けを行った者が、当該仮想通貨信用取引に関し、仮想通貨交換業者（資金決済に関する法律第 2 条第 7 項（定義）に規定する仮想通貨交換業を行う者をいう。以下 2-3-61 までにおいて同じ。）に支払う又は仮想通貨交換業者から支払を受ける次に掲げるものは、それぞれ次による。ただし、売買委託手数料の額に相当する金額を除き、これらのものを売付けに係る対価の額（令第 118 条の 6 第 9 項（短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等）に規定する仮想通貨の売付けに係る対価の額をいう。以下 2-3-58 において同じ。）又は買付けに係る対価の額（令第 118 条の 6 第 9 項に規定する仮想通貨の買付けに係る対価の額をいう。以下 2-3-58 において同じ。）に含めず、その発生に応じ収益又は費用として益金の額又は損金の額に算入している場合には、継続適用を条件としてこれを認める。</u></p> <p><u>(1) 売付けを行った者が仮想通貨交換業者から支払を受ける金利に相当する額は、売付けに係る対価の額に含める。</u></p> <p><u>(2) 売付けを行った者が仮想通貨交換業者に支払う買委託手数料及びいわゆる品貸料の額は、買付けに係る対価の額に含める。</u></p> <p><u>(3) 買付けを行った者が仮想通貨交換業者に支払う買委託手数料及び金利に相当する額は、買付けに係る対価の額に含める。</u></p> <p><u>(4) 買付けを行った者が仮想通貨交換業者から支払を受けるいわゆる品貸料の額は、売付けに係る対価の額に含める。</u></p> <p>第 9 款 短期売買商品等の取得価額</p> | <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p><u>(仮想通貨信用取引及びデリバティブ取引に係る契約に基づいて取得される仮想通貨の取得価額)</u></p> <p><u>2-3-59 法第61条第9項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)又は法第61条の5第3項(デリバティブ取引に係る契約に基づき金銭以外の資産を取得した場合における益金算入等)の規定の適用がある場合において、その取得した仮想通貨の取得価額は、令第118条の5第2号(短期売買商品等の取得価額)の規定に基づき、当該取得の時ににおけるその仮想通貨の取得のために通常要する価額(当該仮想通貨の取得の時ににおける価額にいわゆる受渡決済に伴って新たに支出する委託手数料その他の費用の額を加算した金額をいう。)</u>となることに留意する。</p> <p>第10款 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>(棚卸資産の評価方法の選定等に係る取扱いの準用)</p> <p><u>2-3-60 短期売買商品等</u>(法第61条第1項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)に規定する短期売買商品等をいう。以下2-3-64までにおいて同じ。)……………<u>短期売買商品等</u>……………</p> <p>(1) 令第118条の6第3項(短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の<u>手続等</u>)……………</p> <p>(2) <u>短期売買商品等</u>……………<u>同条第6項</u>……………</p> <p><u>(一時的に必要な仮想通貨を取得した場合の取扱い)</u></p> <p><u>2-3-61 令第118条の6第5項(短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等)</u>に規定する一時的に必要な仮想通貨を取</p> | <p>(新 設)</p> <p>第8款 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>(棚卸資産の評価方法の選定等に係る取扱いの準用)</p> <p><u>2-3-58 短期売買商品</u>(法第61条第1項(短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入)に規定する短期売買商品をいう。以下2-3-61までにおいて同じ。)……………<u>短期売買商品</u>……………</p> <p>(1) 令第118条の6第3項(短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の<u>手続</u>)……………</p> <p>(2) <u>短期売買商品</u>……………<u>同条第5項</u>……………</p> <p>(新 設)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p><u>得する場合は、仮想通貨を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる仮想通貨に交換しようとする際に、その仮想通貨（種類の異なる仮想通貨との交換にあつては、その有する仮想通貨又はその種類の異なる仮想通貨）がいずれの仮想通貨交換業者においても、本邦通貨及び外国通貨（以下2-3-61において「本邦通貨等」という。）と直接交換することができないこと（種類の異なる仮想通貨との交換にあつては、その有する仮想通貨とその種類の異なる仮想通貨とが直接交換することができないことを含む。）から、本邦通貨等（種類の異なる仮想通貨との交換にあつては、その種類の異なる仮想通貨）と直接交換することが可能な他の仮想通貨を介在して取引を行うため、一時的に当該他の仮想通貨を有することが必要となる場合をいうことに留意する。</u></p> <p><u>この場合において、一時的に必要な仮想通貨の譲渡原価の計算における一単位当たりの帳簿価額は、個別法（当該仮想通貨について、その個々の取得価額をその取得価額とする方法をいう。）により算出することに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第11款 短期売買商品等の時価評価損益</p> <p>（専担者売買商品の意義）</p> <p><u>2-3-62</u> ……《短期売買商品等の範囲》 ……</p> <p>（短期売買目的で取得したものである旨を表示したものの意義）</p> <p><u>2-3-63</u> 令第118条の4第1号《短期売買商品等の範囲》 ……（以下<u>2-3-63</u>において「帳簿記載短期売買商品」という。）とは、連結法人が、規則第26条の7《<u>短期売買商品等</u>に該当する旨の記載の方法》 …… <u>短期売買商品等</u> ……</p> <p>④ ……</p> | <p style="text-align: center;">第9款 短期売買商品の時価評価損益</p> <p>（専担者売買商品の意義）</p> <p><u>2-3-59</u> ……《短期売買商品の範囲》 ……</p> <p>（短期売買目的で取得したものである旨を表示したものの意義）</p> <p><u>2-3-60</u> 令第118条の4第1号《短期売買商品の範囲》 ……（以下<u>2-3-60</u>において「帳簿記載短期売買商品」という。）とは、連結法人が、規則第26条の7《<u>短期売買商品</u>に該当する旨の記載の方法》 …… <u>短期売買商品</u> ……</p> <p>④ ……</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(短期売買商品等の気配相場)</p> <p>2-3-64 短期売買商品等に係る令第118条の8第1号(短期売買商品等の時価評価金額)</p> | <p>(短期売買商品の気配相場)</p> <p>2-3-61 短期売買商品に係る令第118条の7第1号(短期売買商品の時価評価金額)</p> |

五 棚卸資産の取得価額

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(製造原価に算入しないことができる費用)</p> <p>5-1-5</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7) 事業税及び<u>特別法人事業税</u>の額</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>(11)</p> <p>(12)</p> <p>(13)</p> | <p>(製造原価に算入しないことができる費用)</p> <p>5-1-5</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7) 事業税及び<u>地方法人特別税</u>の額</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>(11)</p> <p>(12)</p> <p>(13)</p> |

六 役員給与等

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(有価証券報告書に記載されるべき金額等から算定される指標の範囲)</p> <p>8-2-16 の 3</p> <p>⑥<u>規則第 22 条の 3 第 6 項</u>.....</p> <p>(算定方法の内容の開示)</p> <p>8-2-18</p> <p>(1)</p> <p>.....<u>令第 69 条第 19 項第 1 号イ(1)</u>.....</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>⑥</p> <p>(業績連動指標の数値が確定した日)</p> <p>8-2-19 <u>令第 69 条第 19 項</u>.....</p> <p>⑥ 1</p> <p>2</p> <p>(引当金勘定に繰り入れた場合の損金算入額)</p> <p>8-2-19 の 2<u>令第 69 条第 19 項第 2 号括弧書</u>.....</p> | <p>(有価証券報告書に記載されるべき金額等から算定される指標の範囲)</p> <p>8-2-16 の 3</p> <p>⑥<u>規則第 22 条の 3 第 4 項</u>.....</p> <p>(算定方法の内容の開示)</p> <p>8-2-18</p> <p>(1)</p> <p>.....<u>令第 69 条第 17 項第 1 号イ(1)</u>.....</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>⑥</p> <p>(業績連動指標の数値が確定した日)</p> <p>8-2-19 <u>令第 69 条第 17 項</u>.....</p> <p>⑥ 1</p> <p>2</p> <p>(引当金勘定に繰り入れた場合の損金算入額)</p> <p>8-2-19 の 2<u>令第 69 条第 17 項第 2 号括弧書</u>.....</p> |

七 寄附金

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(災害救助法の規定の適用を受ける地域の被災者のための義援金等)</p> <p>8-4-10 連結法人が、<u>災害救助法が適用される市町村の区域の被災者のための義援金等の募集を行う募金団体（日本赤十字社、新聞・放送等の報道機関等）</u>……………<u>拠出</u>……………<u>災害対策基本法第40条第1項（都道府県地域防災計画）の都道府県地域防災計画又は同法第42条第1項（市町村地域防災計画）の市町村地域防災計画</u>……………<u>拠出</u>……………</p> <p>(注) ……………<u>拠出</u>……………</p> | <p>(災害救助法の規定の適用を受ける地域の被災者のための義援金等)</p> <p>8-4-10 連結法人が、<u>災害救助法第2条（被救助者）の規定に基づき都道府県知事が救助を実施する区域として指定した区域の被災者のための義援金等の募集を行う募金団体（日本赤十字社、新聞・放送等の報道機関等）</u>……………<u>きよ出</u>……………<u>災害対策基本法第40条又は第42条（地域防災計画）に規定する地域防災計画</u>……………<u>きよ出</u>……………</p> <p>(注) ……………<u>きよ出</u>……………</p> |

八 租税公課等

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(事業税及び<u>特別法人事業税</u>の損金算入の時期と認容額の調整計算)</p> <p>8-5-2 ……………</p> <p>……………<u>特別法人事業税</u>……………<u>特別法人事業税</u>……………</p> <p><u>同法第72条の24の7第1項第1号ハ</u>……………<u>特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第7条</u>……………<u>特別法人事業税</u>……………</p> <p>…<u>特別法人事業税</u>……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(1) …………… 地方税法第72条の24の7第1項第1号イ……………</p> <p>……………</p> <p>(2) …………… 地方税法第72条の24の7……………</p> | <p>(事業税及び<u>地方法人特別税</u>の損金算入の時期と認容額の調整計算)</p> <p>8-5-2 ……………</p> <p>……………<u>地方法人特別税</u>……………<u>地方法人特別税</u>……………</p> <p><u>地方法人特別税等に関する暫定措置法（以下8-5-2において「暫定措置法」という。）第2条（法人の事業税の税率の特例）の規定により読み替えて適用される地方税法第72条の24の7第1項第1号ハ</u>……………<u>暫定措置法第9条</u>……………</p> <p>……………<u>地方法人特別税</u>……………<u>地方法人特別税</u>……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(1) …………… <u>暫定措置法第2条の規定により読み替えて適用される地方税法第72条の24の7第1項第1号イ</u>……………</p> <p>(2) …………… <u>暫定措置法第2条の規定により読み替えて適用され</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>3 ……………<u>特別法人事業税</u>……………</p> <p>(連結法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該連結法人に対して課せられる外国法人税)</p> <p>8-5-6 <u>令第78条の3第1項及び第2項(外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等)</u>……………</p> | <p><u>る</u>地方税法第72条の24の7……………</p> <p>3 ……………<u>地方法人特別税</u>……………</p> <p>(連結法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該連結法人に対して課せられる外国法人税)</p> <p>8-5-6 <u>令第78条の2第1項及び第2項(損金の額に算入されない外国源泉税等)</u>……………</p> |

九 申告及び納付

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(組織再編成に係る連結確定申告書の添付書類)</p> <p>20-1-5 ……………</p> | <p>(組織再編成に係る連結確定申告書の添付書類)</p> <p>20-1-5 ……………</p> |

改 正 後

| 組織再編成に係る主要な事項の明細書 | | 通 告 年 度 | ・ | ・ | 法 人 名 | 付 表 |
|-----------------------------------|----|--|-------------------------|--|------------------------|-----|
| 組織再編成の態様 | 1 | 合 伴・分 割 () 現 物 出 資 現物分配 () | 組織再編成 の日 (. .) | 選 務 区 分 2 | 選 務 (法第2条 号 款項) その他 | |
| 組 織 再 編 成 に 係 る 関 連 法 人 | | | | | | |
| 名称及び所在地 | 3 | | | | | |
| 株式保有関係 | 4 | 令第4条の3第 項 第 号 款項 | 直接保有の株式の保有割合 % | 間接保有の株式の保有割合 % | | |
| 主要な事業の種類 | 5 | (事業関連性 有・無) | (事業関連性 有・無) | (事業関連性 有・無) | (事業関連性 有・無) | |
| 従業員の数 | 6 | 被合併法人の合併直前の従業員の数 分割直前の分割事業に係る従業員の数 現物出資直前の現物出資事業に係る従業員の数 完全子法人の株式分配直前の従業員の数 | 人 | 合併法人・分割承継法人・ 被現物出資法人・完全子法 人の業務に従事する従業 者の数 | 人 | |
| 事業規模 | 7 | 指 売上金額・資本金の額又は出資金の額 指 従業員の数・その他 () | 左 の 指 標 に よ る 規 模 の 比 較 | | | |
| 役員 の 状 況 | 8 | 合併法人・分割承継法人・被現物出資法人・完全子法人の特定役員 | | | | |
| | | 役 職 名 | 氏 名 | 合 伴・分 割・現 物 出 資 ・ 株 式 分 配 前 の 役 職 名 | | |
| 支配株主の株式の 保有状況 | 9 | 氏 名 | 株 数 | 持 続 性 保 有 意 込 の 有 無 | | |
| | | | | 有・無 | | |
| | | | | 有・無 | | |
| | | 被合併法人等の発行済株式等の数 | | | | |
| 移転した (又は 移転を受けた) 資産 又は負債の明細 | 10 | 資産・負債の種類 | 帳簿価額等 | 資産・負債の種類 | 帳簿価額等 | |
| | | | | | | |

改 正 前

| 組織再編成に係る主要な事項の明細書 | | 通 告 年 度 | ・ | ・ | 法 人 名 | 付 表 |
|-----------------------------------|----|--|-------------------------|--|------------------------|-----|
| 組織再編成の態様 | 1 | 合 伴・分 割 () 現 物 出 資 現物分配 () | 組織再編成 の日 (. .) | 選 務 区 分 2 | 選 務 (法第2条 号 款項) その他 | |
| 組 織 再 編 成 に 係 る 関 連 法 人 | | | | | | |
| 名称及び所在地 | 3 | | | | | |
| 株式保有関係 | 4 | 令第4条の3第 項 第 号 款項 | 直接保有の株式の保有割合 % | 間接保有の株式の保有割合 % | | |
| 主要な事業の種類 | 5 | (事業関連性 有・無) | (事業関連性 有・無) | (事業関連性 有・無) | (事業関連性 有・無) | |
| 従業員の数 | 6 | 被合併法人の合併直前の従業員の数 分割直前の分割事業に係る従業員の数 現物出資直前の現物出資事業に係る従業員の数 完全子法人の株式分配直前の従業員の数 | 人 | 合併法人・分割承継法人・ 被現物出資法人・完全子法 人の業務に従事する従業 者の数 | 人 | |
| 事業規模 | 7 | 指 売上金額・資本金の額又は出資金の額 指 従業員の数・その他 () | 左 の 指 標 に よ る 規 模 の 比 較 | | | |
| 役員 の 状 況 | 8 | 合併法人・分割承継法人・被現物出資法人・完全子法人の特定役員 | | | | |
| | | 役 職 名 | 氏 名 | 合 伴・分 割・現 物 出 資 ・ 株 式 分 配 前 の 役 職 名 | | |
| 株式の継続保有が 見込まれる 支配株主等 | 9 | 氏 名 | 株 数 | 持 続 性 保 有 意 込 の 有 無 | | |
| | | | | 有・無 | | |
| | | | | 有・無 | | |
| | | (合 計) | | | | |
| | | 被合併法人等の発行済株式等の数 | | | | |
| 移転した (又は 移転を受けた) 資産 又は負債の明細 | 10 | 資産・負債の種類 | 帳簿価額等 | 資産・負債の種類 | 帳簿価額等 | |
| | | | | | | |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| 組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方 | 組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方 |
| 1 | 1 |
| | |
| | |
| イ 株式分配以外の現物分配「 <u>支配株主の株式の保有状況 9</u> 」までの各欄 | イ 株式分配以外の現物分配の場合「 <u>株式の継続保有が見込まれる支配株主等 9</u> 」までの各欄 |
| ロ <u>株式分配又は単独新設分割型分割(分割型分割に該当する分割で単独新設分割であるもの(分割法人が分割により交付を受ける分割対価資産の一部のみを当該分割法人の株主等に交付する分割(以下「中間型分割」といいます。)を除きます。)をいいます。以下同じ。)</u>「 <u>支配株主の株式の保有状況 9</u> 」の各欄 | ロ <u>株式分配の場合</u>「 <u>株式の継続保有が見込まれる支配株主等 9</u> 」の各欄 |
| | |
| 2 | 2 |
| <u>分割型分割(単独新設分割型分割を除きます。)</u>、 <u>中間型分割</u> については「 <u>中間型</u> 」、 <u>単独新設分割型分割</u> については「 <u>単独新設型</u> 」 | <u>分割型分割</u>、 <u>分割法人が分割により交付を受ける分割承継法人の株式その他の資産の一部のみをその分割の日において当該分割法人の株主等に交付をする分割</u> については「 <u>中間型</u> 」 |
| | |
| 3 | 3 |
| 4 | 4 |
| 5 | 5 |
| 6 | 6 |
| イ | イ |
| <u>発行済株式等</u> | <u>発行済株式</u> |
| ロ | ロ |
| <u>発行済株式等</u> | <u>発行済株式</u> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| 7 | 7 |
| 8 | 8 |
| 9 | 9 |
| <p>10 「<u>支配株主の株式の保有状況9</u>」は、<u>合併又は分割型分割の直前に当該合併又は分割型分割に係る被合併法人又は分割法人に支配株主(当該被合併法人又は分割法人と他の者との間に当該他の者による支配関係がある場合における当該他の者及び当該他の者による支配関係があるもの(当該合併又は分割型分割に係る合併法人又は分割承継法人を除きます。))をいいます。以下同じ。))がいる場合に、その支配株主の氏名又は名称及びその支配株主が有する被合併法人又は分割法人の株式の数を記載します。</u></p> <p><u>また、当該合併又は分割型分割によって交付される合併法人若しくは合併親法人又は分割承継法人若しくは分割承継親法人のうちいずれか一の法人の株式であってその支配株主に交付されるもの(当該合併が無対価合併である場合にあっては、支配株主が当該合併の直後に保有する当該合併法人の株式の数に支配株主が当該合併の直後に保有する当該合併法人の株式の帳簿価額のうちに支配株主が当該合併の直前に保有していた当該被合併法人の株式の帳簿価額の占める割合を乗じて計算した数の当該合併法人の株式とし、当該分割型分割……………見込まれる場合には、「新株継続保有見込の有無」欄の「有・無」の有を○で囲みます。</u></p> | <p>10 「<u>株式の継続保有が見込まれる支配株主等9</u>」は、次により記載します。</p> <p><u>イ 平成29年10月1日前行われた合併又は分割型分割の場合</u> <u>合併又は分割型分割で被合併法人又は分割法人の株主等の数が50人未満の場合に、平成29年改正前の法人税法施行令第4条の3第4項第5号又は第8項第6号イの規定により、当該合併又は分割型分割によって交付を受ける合併法人の株式若しくは合併親法人株式又は分割承継法人の株式若しくは分割承継親法人株式の全部を継続して保有することが見込まれる株主等(当該合併に係る合併法人及び他の被合併法人並びに当該分割型分割に係る分割承継法人及び他の分割法人を含みます。))の氏名及びその株主等が有する被合併法人又は分割法人の株式の数を記載します。</u></p> <p><u>ロ 平成29年10月1日以後に行われる合併又は分割型分割の場合</u></p> <p><u>(i) 合併 当該合併の直前に当該合併に係る被合併法人について他の者との間に当該他の者による支配関係がある場合に、施行令第4条の3第4項第5号の規定により、当該合併によって交付される合併法人の株式又は合併親法人株式のうち支配株主に交付されるもの(当該合併が無対価合併である場合にあっては、支配株主が当該合併の直後に保有する当該合併に係る合併法人の株式の数に支配株主が当該合併の直後に保有する当該合併に係る合併法人の株式の帳簿価額のうちに支配株主が当該合併の直前に保有していた当該合併に係る被合併法人の株式の帳簿価額の占める割合を乗じて計算した数の当該合併に係る合併法人の株式)の全部を継続して保有することが見込まれる支配株主の氏名又は名称及びその支配株主が有する被合併法人の株式の数を記載します。</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>11</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> | <p><u>(四) 分割型分割 当該分割型分割の直前に当該分割型分割に係る分割法人について他の者との間に当該他の者による支配関係がある場合に、施行令第4条の3第8項第6号イの規定により、当該分割型分割によって交付される分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式のうち支配株主に交付されるもの(当該分割型分割……見込まれる支配株主の氏名又は名称及びその支配株主が有する分割法人の株式の数を記載します。)</u></p> <p><u>この場合、「①÷②」については記載を要しません。</u></p> <p><u>なお、支配株主とは、当該合併又は分割型分割の直前に当該合併又は分割型分割に係る被合併法人又は分割法人と他の者との間に当該他の者による支配関係がある場合における当該他の者及び当該他の者による支配関係があるもの(当該合併又は分割型分割に係る合併法人又は分割承継法人を除きます。)をいいます。</u></p> <p>11</p> <p>.....</p> <p><u>なお、適格現物分配以外の現物分配に係る現物分配法人から移転を受けた資産については、記載を要しません。</u></p> <p>(注)</p> |

十 経過的取扱い

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--------------|
| <p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正前又は改正後の法令解釈通達の適用に関し、次に掲げる事項については、それぞれ次による。</u></p> | <p>(新 設)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|-------------|
| <p>(1) <u>この法令解釈通達による改正後の2-1-21の12、2-1-21の14、2-1-32、2-1-52及び2-3-58から2-3-61までの取扱いは、平成31年4月1日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p> <p>(2) <u>この法令解釈通達による改正後の5-1-5(7)及び8-5-2の取扱いは、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）の施行の日以後に開始する連結事業年度に係る特別法人事業税について適用し、同日前に開始した連結事業年度に係る地方法人特別税については、なお従前の例による。</u></p> <p>(3) <u>この法令解釈通達による改正後の8-5-6の取扱いは、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の施行の日から適用する。</u></p> | |